

企画競争説明書

業務名称：

海外移住資料館 常設展示一部リニューアル工事
設計・施工業務（一括発注・企画競争）

- 第1 競争の手順
- 第2 設計図書（案）
- 第3 プロポーザル作成実施要領
- 第4 見積書作成について
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2021年1月6日
独立行政法人国際協力機構
横浜センター

第1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものとします。

1. 公示

公示日 2021年1月6日

2. 契約担当役

横浜センター 契約担当役 所長 熊谷 晃子

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：「海外移住資料館常設展示一部リニューアル工事設計・施工業務（一括発注・企画競争）」
- (2) 業務内容：「第2 設計図書（案）」のとおり
- (3) 業務履行期間（予定）：2021年3月下旬から2022年3月末
（複数年度契約）

4. 選定手続き窓口と書類の提出方法

(1) 選定手続き窓口

郵便番号 231-0001 横浜市中区新港 2-3-1 JICA 横浜
独立行政法人国際協力機構 横浜センター 総務課
【メールアドレス】 yictad@jica.go.jp
【電話】 045-663-3252 【ファクシミリ】 045-663-3265

(2) 書類の提出方法

- ・郵送等による場合：上記（1）あて
- ・持参の場合：同センター受付にて総務課担当者をお呼び出ししてください。
受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時（12時30分から13時30分を除く）となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a. 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b. 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c. 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d. 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 横浜市入札参加資格者名簿（工事）に掲載されている事業者であること。
- 2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、本業務の配置予定技術者において、一級建築士の資格を有する者1名以上を参加させることが可能である事業者であること。

(3) 共同企業体について

共同企業体の結成を認めます。共同企業体の代表者は、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、プロポーザルの評価と同時に行います。特に資格確認のための文書を添付させることはありませんが、疑義がある場合は資料の提出を求めるともあります。

6. 業務内容説明会の開催

- (1) 日時：2021年1月13日（水）13時00分

- (2) 場所：オンライン開催

- (3) その他：参加希望者は、1月12日（火）正午までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名、参加希望者のメールアドレスを各社でまとめて連絡願います。

（宛先電子メールアドレス：yictad@jica.go.jp）

電子メールタイトル：「業務内容説明会出席希望：海外移住資料館リニューアル」

- ・参加は一社あたり 10 名までとしてください。
- ・当センターからの返信メールをもって説明会参加確定とさせていただきます。
- ・1 月 12 日（火）16 時までには説明会 URL 等を電子メールにて返信します。返信がない場合は、上記 4. にお問い合わせください。
- ・予約のない当日の急な参加はご遠慮願います。
- ・業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。
- ・説明会当日の録画はご遠慮ください。

7. 各種図面一式の閲覧及び情報処理室見学、および常設展示室について

企画競争への参加を検討するにあたり、各種図面一式の閲覧及び情報処理室見学を受付けます。閲覧及び見学を希望する場合は、以下により事前予約にて受付けます。

- 1) 受付期間：2021 年 1 月 7 日（木）から 2021 年 1 月 22 日（金）まで
- 2) 対応期間：2021 年 1 月 8 日（金）から 2021 年 1 月 29 日（金）まで
月曜日、水曜日、金曜日及び 1 月 12 日（火）の 10 時から 17 時
（12 時 30 分から 13 時 30 分の間および祝祭日を除く）
- 3) 場所：独立行政法人国際協力機構 横浜センター
- 4) 予約方法：電子メールにて、社名、担当者氏名、閲覧・見学希望日時（第 3 希望まで）を最も早い希望日の一営業日前の正午までに連絡願います（最も早い希望日が月曜日の場合は前週の金曜日正午まで）。（宛先電子メールアドレス：yictad@jica.go.jp, 電子メールタイトル：「各種図面一式閲覧及び情報処理室見学希望：海外移住資料館リニューアル」）

- ・情報処理室見学は一社あたり 3 名までとしてください。
- ・当センターからの返信メールをもって日時を確定させていただきます。希望日当日までに返信がない場合は、上記 4. にお問い合わせください。
- ・希望日時での調整がつかない場合は別の希望日時をご検討いただくことがあります。
- ・予約希望当日に来館ができなくなった場合は事前のご連絡をお願いします。

5) その他：

- ・閲覧及び見学時間は原則 1 社につき 1 回のみ、1 時間程度とさせていただきます。
- ・各種図面の貸与はできかねます。
- ・当センター内 1 階フロント横のコピー機の使用は可能です。ご自身のカメラ等で図面を撮影しても構いません。
- ・設計図書（案）や企画競争説明書に関するご質問には回答できません。ご質問は下記 8. の手順に従ってください。
- ・常設展示室は臨時メンテナンスの為、休館中・空調停止中ですが（1/4～2/9 まで）、ご希望に応じて室内をご案内しますので、別途ご連絡ください。

8. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 設計図書（案）の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。
 - 1) 提出期限：2021年1月27日（水）16時まで
質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
 - 2) 提出先：上記4. 参照
 - 3) 提出方法：電子メール
 - ・メールタイトルは以下のとおりとして下さい。
【企画競争説明書への質問】：JICA 横浜 海外移住資料館リニューアル
 - ・宛先電子メールアドレス：yictad@jica.go.jp
 - ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
 - 4) 質問様式：別添様式集参照
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
 - 1) 質問受領後、原則として3営業日以内に以下のサイト上に掲示します。
JICA 横浜 HP (<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>)
 - 「調達情報」
 - 「工事、物品購入、役務等」の「質問回答」欄
 - 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。見積書金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

9. プロポーザル・見積書の提出等

- (1) 提出期限：2021年2月17日（水）正午まで
- (2) 提出場所：上記4. 参照
- (3) 提出書類：
 - 1) プロポーザル（提出部数：正1部、写5部）

「第3 プロポーザル作成実施要領」及び下記サイトに掲載の「プロポーザル参考様式」を参照して下さい（プロポーザル参考様式はあくまで参考ですので、「第3 プロポーザルの作成要領」の要求を満たしていれば、必ずしも厳格に様式を利用する必要はありません）。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>
 - 2) 見積書（提出部数：正1通）
 - ・見積書は任意様式とします。経費項目については、「第4 見積書作成について」を参照下さい。
 - ・見積書の表紙については上記1)に記載のサイトに掲載の様式をご使用ください。
 - ・本見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積書とし、代表者印又は社印を押印して下さい。
 - ・日付はプロポーザル提出日として下さい。

- (4) 提出方法：郵送等又は持参（郵送等の場合は上記（1）の提出期限までに到着するものに限ります。）
- (5) その他
- 1) 一旦提出されたプロポーザルは、差し替え、変更又は取り消しはできません。
 - 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (6) プロポーザルの無効
- 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後に提出されたとき。
 - 2) 記名、押印がないとき。
 - 3) 同一応募者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
 - 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をしたプロポーザルの提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。
- 前各号に掲げるほか、本プロポーザル方式選定説明書に違反しているとき。

10. プロポーザル内容に関するプレゼンテーションの実施

プロポーザルのご提出後、以下のとおりプロポーザル内容に関するプレゼンテーションを実施いただく予定としておりますので、予めご了承願います。詳細は、プロポーザル提出社に個別に連絡いたします（オンラインでの開催の可能性もあり）。

- (1) 予定日時：2021年2月25日（木）14時から
- (2) 所要時間：参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は20分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり30分程度とします。ただし、参加者数の多寡により変更があり得ますので、予めご了承ください。
- (3) 実施者：プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。
- (4) 当日は、プロポーザル内容の要約版の配布・使用を認めます。提出済みのプロポーザルのみによる説明でも結構です。
- (5) パソコン（PC）の使用：可
PC使用の場合、会場に大型TV、HDMIケーブルの用意をいたします。PCはご持参ください。

11. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは当センターにおいて評価し、プロポーザルを提出した全者に対し、2021年3月8日（月）付までの文書をもって交渉順位を通知します。2021年3月10日（水）までに結果が通知されない場合は、上記4. に問い合わせ下さい。
- (2) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、17.（8）を参照下さい。

12. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

- (1) 評価項目・評価配点・評価基準
「第3 プロポーザル作成実施要領」別紙評価表参照。

(2) 評価方法

「第3 プロポーザル作成実施要領」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数第一位まで採点）し、合計点を評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

なお、プロポーザル評価点が100満点中50点（基準点という。）を下回る場合を不合格とします。

(3) 契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点が高い者が2人以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

1 3. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の社から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉は上記4. の所在地にて実施します。
- (3) 契約交渉に当たっては、当方が提示している設計図書（案）及び提案頂いた内容に基づき、最終的な契約業務内容を協議します。
- (4) また、当センターとして契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。

1 4. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 上記1 3. により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- (2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 企画競争説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

15. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

16. リニューアル内容の監修

監修者名は開館当時の名前（故・梅棹忠夫氏他）を保持しますが、本事業の学術的内容は、発注者が適宜有識者・実務者と相談及び確認を行います。ただし、軽微な内容の場合は、発注者の指示に基づき、受注者がこれを行う可能性もあります。

17. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本プロポーザル方式選定説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 選定結果については、参加社名、評価結果等を当機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務のプロポーザル及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (5) プロポーザル等は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

- (6) 採用となったプロポーザル等については返却いたしません。また、不採用となったプロポーザル及び見積書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、プロポーザル評価結果通知の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。なお、受注者となった者以外のプロポーザル等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (7) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (8) 競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれの通知から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば上記4. までご連絡願います。

以上

第2 設計図書（案）

この設計図書（案）は、独立行政法人国際協力機構 横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）が実施する「JICA 横浜 海外移住資料館常設展示一部リニューアル工事設計・施工業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この設計図書（案）に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という。）は、国際協力機構法第13条第5号イに基づき、日本人の海外移住の歴史、世界の日系社会に関する資料・情報の収集・整理、調査・研究を、我が国政府による移住者・日系人に対する支援事業の実施状況を踏まえつつ、実施するとともに、これら情報・資料の展示、情報提供等を通じた海外移住についての知識普及及び教育を国内外に行うことを目的として、2002年（平成14年）のJICA横浜開設時に、JICA 横浜 海外移住資料館（以下「海外移住資料館」という。）をJICA横浜の施設内2階に設置した。

海外移住資料館が設置されている横浜は、今から約150年前、1868年（明治元年）にハワイ向け移住者（「元年者」と言われている）が出航した港であり、戦前・戦後を通じて多くの移住者を送出した場所である。横浜には多くの移民宿や移民向け貿易会社等が存在し、日本各地から参集した移住者が時間を共にした。戦後は、1956年（昭和31年）外務省により横浜市根岸に移住斡旋所が開設され、1964年（昭和39年）海外移住事業団（当時）に移管され「海外移住センター」と改称された後も、横浜は海外移住の拠点となってきた。こうした経緯により、JICA横浜の施設内に海外移住関連の資料館が設置されることとなったものである。さらに2013年には内閣府より「歴史資料等保有施設」に指定され、一層の体制強化が必要になっている。

2. 業務の目的

海外移住資料館は2022年に開館20周年を迎えるが、これまで一度も常設展示室の内容が変更されていない。当館は機構法13条(5)イに示された「海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと」を目的としており、さらなる知識の普及を行うために展示内容をリニューアルし、海外移住の歴史・日系人への関心層の一層の来館を促し、またこれまでに関心を持たなかった市民の来館増が重要である。

また、移住者が世代を重ねる中で移住の歴史背景をよく知らない日系人も増えている一方、1990年及び2019年の入管法改正による外国人材増加/新たな開国を背景とする国内での啓発、海外に移住した日本人の子孫たちの本邦への還流30年を経て日系社会やそれを取りまく日本社会も変遷している。日本に居住する日系人の存在や活躍が知られるようになっており、現代日本の多文化共生社会の一例とも言う日系人の状況を追加展示する必要性もある。

こうした状況下、海外移住者を新天地で新たな文明形成に参画したいわば「国際協力の先駆者」ととらえる「われら新世界に参加す」の基本理念を保持し、当館資料、文献、文書等の展示をとおして彼らの歩んだ道を日本人の歴史の中に位置づけられることを目指す方針は踏襲し、ITシステムの更新及び展示内容について開館当時との状況変化を反映した一部のリニューアルを行う。

本リニューアルでは現在の展示において来館者からもやや展示内容が少ないとの指摘を受ける戦後移住事業の紹介、北中南米の様々な移住先の歴史や現状等の紹介、今日の国内外における日系人及び日系社会の紹介等を追加し、これからの未来に日本人の海外移住の歴史を継承していくための内容の充実化を図ることを目的とする。

また「誰一人取り残さない」という SDGs の精神に則ったバリアフリーの推進、今日の技術の導入による展示手法の改善（多言語化、体験型、音声ガイド等）により、これまで移住に関心を持たなかった層に対しても魅力的な展示となるよう、改善を行い、来館者数の一層の増加を図る。

業務の概要は以下のとおり。

- (1) 海外移住資料館のリニューアル対象箇所の展示デザインを提案し、それら提案に基づいた設計図を作成して工事及び機器の調達を行う。展示デザインの提案に当っては、体験/体感/参加型展示を含めるものとする。
- (2) 海外移住資料館で使用している電子機器を更新する。変更対象となる機器に関しては、変更に伴うソフトの変更及び使用していた機器の廃棄を行う。
- (3) 音声ガイド及び展示内容の多言語対応のデザインを提案し、それらデザインをもとに製作する。

3. JICA 横浜 海外移住資料館概要

海外移住資料館は、「われら新世界に参加す」を基本理念として 2002 年 10 月に開館し、多くの人々が海外移住者の体験を共有できる場所として、また世界中で活躍している日本人移住者やその子孫にとっては、心のよりどころとして親しんでいただくことを目指してきた。

基本理念の「われら新世界に参加す」は、海外移住資料館設立時からご尽力頂いた故・梅棹忠夫氏が、ブラジル移住 70 周年記念シンポジウムで行った基調講演での「移住とは新しい文明への参加の仕方、日本人がアジア、北米、南米の文明の構築に参加したのである」と述べられたところに由来する。「われら新世界に参加す」には、「日本人移住者は、日本から捨てられたものでもなく、現地に割り込んだものでもない。人類全体の宝である新世界において、ドイツ人、フランス人、イギリス人、ポルトガル人、スペイン人等と共に肩を並べ、新文明をつくることに参加し、貢献したのだ」という、梅棹氏の思いが込められている。

【施設概要】

海外移住資料館は、慶応 2 年（1866 年）の海外渡航禁止令の廃止以来の日本人の海外移住をテーマとした常設展示場、日本人の海外移住の歴史と海外日系社会等に関する特定テーマによる期限付きの展示を行う企画展示室、移住関連資料・書籍を整備し一般からの情報照会等に対応する閲覧室、内外の移住関連資料館等とのネットワークにより構成されるデジタル移住ネットワーク及び一般収蔵庫・写真特殊収蔵庫を有する。

常設展示の内容は、創設時に特別監修をいただいた故・梅棹忠夫氏（国立民族学博物館初代館長）の「われら新世界に参加す」をコンセプトに、国立民族学博物館や日本移民学会等の協力を得て製作された。当機構（前身の海外協会連合会、海外移住振興会社、海外移住事業団及び国際協力事業団）が、太平洋戦争後、主に中南米への移住事業の一翼を担っていたことから、中南米と、それに先行するハワイ、北米への移住を主な展示対象としている。

企画展示は、特定のテーマについて年 2~4 回程度計画・実施されているもので、これまでは国・地域、移民県、スポーツ・絵画等をテーマとして展示を行っている。

閲覧室は、収集した資料の一般公開を目的とした施設である。

デジタル移住ネットワークは、海外移住資料館のホームページ機能に加え、広島市デジタル移民博物館やオキナワポリビア歴史資料館等内外の移住関係資料のヴァーチャル展示を行うものである。

バックヤードには収集した一般資料や写真資料等が保管されており、その分類・整理も重要な業務である。

(1) 施設の名称・所在地

名称：独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）
海外移住資料館

所在地：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1 横浜センター2 階

(2) 施設面積：計 1,260 m²

常設展示場：732.2 m²

企画展示室：130.1 m²

図書資料室（海外移住）：56.5 m²

移住資料書庫：67.1 m²

一般収蔵庫：243.1 m²

写真特殊収蔵庫：31.0 m²

(3) 所蔵資料点数等

常設展示資料数：約 1,500 点

文献・図書類：約 31,000 点

アーカイヴ類：約 5,000 点（名簿、旅券、身分証明書、契約書や証書、新聞、
会報、報告書、教科書等）

写真・映像類：約 10,000 点（写真、ネガ、ポジ、ビデオフィルム、カセットテ
ープ、レコード類）

標本類：約 2,000 点（日本から移住先国へ携行した行李、トランクや日
用品、移住先国で使用した農機具や漁具、太鼓や野球用具等の
娯楽に関する用品等）

(4) 開館時間、休館日

一般来場者が入館・入室できる曜日と時間は以下のとおり。ただし、当センター担当部
署の指示により、節電対策や施設の運営・管理上の都合で開館時間の変更や休館日の変更
を要する場合がある。

① 常設展示場及び企画展示室

a. 開館時間 火曜日から日曜日 10:00～18:00（入館は 17:30 迄）

b. 休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12/29 か
ら 1/3）

② 閲覧室

a. 開館時間 火曜日から土曜日 10:00～18:00（入館は 17:30 迄）

b. 休館日 日曜日、月曜日、祝日、月末（書庫整理日）、年末年始
（12/29 から 1/3）

(5) 主要実績（2019 年度）

入館者数：43,043 人、開館以来の累計人数：611,932 人

教育プログラム参加者数：9,508 人

アンケート結果【とても良い、良いの回答割合】：96%

(6) 皇室御行幸啓等実績

海外移住は皇室行事とも密接に関係しており、海外移住資料館には皇室関係者が頻繁に
来館する。

① 2004 年 4 月 8 日：天皇皇后両陛下御行幸啓

② 2006 年 9 月 25 日：秋篠宮殿下御視察（企画展「パラグアイ展」もご覧になり、そ
の後パラグアイ移住 70 周年記念式典にご臨席）

- ③ 2009年12月4日：皇后陛下御行啓（企画展示「海を渡った花嫁物語」ご観覧）
- ④ 2015年6月18日：秋篠宮同妃両殿下御視察（企画展「移民画家半田知雄の世界」ご観覧。）
- ⑤ 2016年7月8日：秋篠宮眞子内親王殿下御視察（非公式訪問。その後、パラグアイ移住80周年記念式典にご臨席）
- ⑥ 2018年5月21日：秋篠宮眞子内親王殿下御視察（7月の日本人ブラジル移住110周年記念式典へのご出席を前にご視察。企画展「南国土佐をあとにしてー海を渡った『いごっそう』ー」をご観覧。）
- ⑦ 2019年4月22日：秋篠宮眞子内親王殿下御視察（7月のペルーとボリビアへの移住120周年記念式典ご出席を前にご視察。企画展「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」ご観覧。）

4. 業務の内容

(1) 本リニューアル事業の設計・施工業務に関する留意事項

本リニューアル事業の設計・施工業務に関する留意事項は、以下の通り。

- ① 現在の展示内容・形態を維持しながら、リニューアル対象箇所新たな展示を追加する。
- ② 本事業により追加されるコンテンツは、現在の展示ストーリーを分断しないものにする。
- ③ 海外移住資料館（以下、資料館という。）が発信しているメッセージをより分かりやすく来館者へ伝わるようにする。
- ④ 定期的メンテナンスが容易に行えるものにする。
- ⑤ 常設展示全体のランニングコストが高額にならないものを導入する。
- ⑥ 本事業以後、約 20 年間は維持出来る展示内容の追加及び機器の導入を行う。
- ⑦ 補助スタッフが不要な中で安全が確保できる体験/体感/参加型展示にする。
- ⑧ 既存の展示機器等で撤去が必要なものは、受注者がこれを実施し、廃棄する。
- ⑨ 定期的な修復が必要になると予想される展示品（触る展示品等）については、予備のものを準備し、修復時に展示品が展示室から欠ける事がないようにする。
- ⑩ 原則として新たに追加されるコンテンツの原稿や情報等は発注者が準備し、受注者側には展示手法の提案及び制作を求めるものとする。
- ⑪ コンテンツ作成上必要な機材については、受注者が準備するものとする。
- ⑫ 原則として資料館内で保存・保管している写真や資料等については、使用する事が可能である。
- ⑬ 基本構想で提示しているものは例示であり、よりよい提案を求めるものとする。ただし、**指示**と記載されている内容については必ず取り入れる。

(2) 各種展示手法改善

1) 音声ガイド・多言語対応（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語）

現在、資料館に展示ボランティアガイドはあるがデジタル機器による音声ガイドがない。外国人の来館者も多く、多言語対応が求められているため、新たに多言語対応が可能な音声ガイドを導入する。その際、日本語の他に、日本人移民の移住先地の言語である英語・ポルトガル語・スペイン語の音声ガイドを追加する**指示**。音声ガイドの原稿は発注者が準備するため、音声の録音及び音声ガイドを提供するシステムについて提案を求める。

音声ガイド及び同内容の文字による説明は、資料館ホームページ上に掲載する事を想定して作成する。多言語に対応した説明（英語、ポルトガル語、スペイン語）のハンズオン資料の原稿は発注者が準備し、作成・設置は受注者が行う。将来的には、中国語・韓国語・視聴覚障害者向け音声及び展示説明の追加も想定しており、説明の追加が容易に行えるシステムの導入を求める**指示**。現在、資料館内の Wi-Fi は未整備だが、今後発注者が整備する予定である。

2) 効果的な撮影場所の設置

現在、著作権の制限等により資料館内の撮影可能な場所は少なく、撮影可能な場所も通称「インスタ映え」する仕様になっていない。移住の歴史や移住者の気持ちを体験/体感できる撮影場所を作り、移住の歴史に興味の無い人々も、写真撮影を通して楽しみながら移住の歴史に触れられるようにする**指示**。

また、修学旅行や校外学習場所として資料館を利用する学校も多く、活動の記録となる写真撮影を必要とする学校も少なくない。印象に残る写真は、卒業アルバムや校外学

習の記録等に掲載されるため、資料館の広報的役割も期待できる。更に、体験/体感/参加型のような人の注目を浴びる展示に手を出しにくい内向的な児童生徒も、写真撮影を通して気軽に展示に親しむ事が出来ると予想される。

以上より、より多くの来館者が、気軽に移住の歴史に触れられ印象に残る撮影場所の設置を求める。効果的な撮影場所の設置に関する留意事項は、以下のとおり。

- a. 著作権問題が発生しない展示品を活用又は制作し、通称「インスタ映え」する撮影場所にする。
- b. 現在の展示品を撮影場所として活用する場合、展示品を固定したりカバー等をかけたりし、展示品が汚損しないようにする。
- c. 移住の歴史に対する関心が低い若年層等の興味関心を引く魅力的な撮影場所にする。
- d. 海外移住の歴史に関係するものを題材にする。
- e. 現在の展示ストーリーを分断しないものにするよう、十分留意する。
- f. 撮影場所に、吹き出しパネル（「海外移住資料館」「#海外移住資料館」「Museu da Migração Japonesa ao Exterior」等）等を設置し、資料館で撮影した事が分かるようにする。

撮影場所の具体的提案及び設置候補場所は、後述「(3)内容の追加・更新」に記載する。

3) デジタル強化

資料館のデジタル機器の多くは、2002年の開館以来18年強継続して使用しているものであるため、デジタル機器の全体的な改善・強化を行う指示。

【デジタル機器の現状（刷新対象機器のみ）】

- a. 世界移住マップ：別添図(6)
 - b. 縦三面映像：別添図(2)
 - c. 横三面スクリーン：別添図(12)
 - d. 未来に向けて（天井吊り湾曲スクリーン2枚）：別添図(21)
 - e. 大画面（約40インチ、2台）：別添図(11), (19)
 - f. 小画面（約18インチ、13台）：別添図(20)他
 - g. 音声のみ（1台）：別添図(7)
 - h. デジタル移住スペース（FlashコンテンツPC端末6台）：別添図(21)
 - i. サーバー群（情報処理室）
 - j. 関連する配線類
- a. の詳細については「(3)内容の追加・更新 8) 世界移住マップ」参照。
 - b.、e.、f. はサイネージディスプレイ等に置換える。b. については、「(3)内容の追加・更新 4) 縦三面スクリーン（野菜山車左横）」参照。
 - c. は現行のプロジェクターをレーザー式プロジェクターに置換える、または全く新たな展示システムに変更する。
 - d. の未来に向けては廃止し、湾曲スクリーン2枚とプロジェクター2機、画像カメラ等を撤去する指示。
 - g. については、ハワイのホレホレ節のスピーカー設備が老朽化しているため更新する。
 - h. のデジタル移住スペースのパソコン6台については発注者で更新対応するため、本契約には含まない。
 - i. については、サーバーが情報処理室に格納されており、上記ディスプレイ等のデジタル機器を制御しているが、このサーバーは維持管理費が高額となっている

ため撤廃する。そのため、上記 a. ~g. のディスプレイ類はスタンドアロンで稼働するような仕組みを構築する指示。

- j. の関連する不要な配線類の撤去も行う指示。

4) バリアフリー（車椅子、視聴覚障害、高齢者、子どもに対応出来る展示）

資料館は、SDGs の「誰一人取り残さない」精神に則り、より誰もが楽しめる資料館を目指している。全ての展示品において、誰もが鑑賞出来るデザイン設計を検討する（手法としては、体験/体感/参加型展示、音声ガイド、手話映像、点字、にの展示等）指示。資料館で保存・保管している当時の生活用具等を触れるように加工し、コロナ禍後において「触れる展示」としての活用が出来るように検討する。また、展示室内には椅子や机がほぼ無い状態であるため、展示室内の雰囲気と調和した椅子や机を新たに設置し、高齢者が無理なく展示室を鑑賞出来る休憩場所及び児童生徒が学習のまとめを出来る学習スペースとしても機能するようにする。設置場所については、展示室内の導線や展示内容等を加味し、適宜設置するものとする。また、主要な展示品には子ども向けのキャプションを作成し、誰もが展示内容を理解出来る工夫を施す。

「移民の七つ道具：別添図(11)」では、現在、上部の展示品が車いすに座っていると見ることが出来ない状態にある。また、形が変形している展示品もあるため、展示品の位置をそれぞれ適切な場所へ入れ替え指示、誰もが楽しめる展示品を良い状態で維持出来るようにする。

5) 体験/体感/参加型の展示・装置

現在、資料館には体験/体感/参加型の展示が無いので、本事業で新たに体験/体感/参加型展示の設計・施工を行う指示。新たに制作する展示・装置は、「実感できる体験型展示」を目指し、重さや大きさを体感できる展示や、来館者が移住者の気持ちを実感できる展示を目指す。体験/体感/参加型展示の留意点は、以下のとおり（上述「(1)本リニューアル事業の設計・施工業務に関する留意事項」④～⑦より）。

- 定期的メンテナンスが容易に行えるものにする指示。
- 常設展示全体のランニングコストが高額にならないものを導入する指示。
- 本事業以後、約 20 年間は維持出来る展示内容の追加及び機器の導入を行う指示。
- 補助スタッフが不要な中で安全が確保出来る体験/体感/参加型展示にする指示。

上記の留意点に注意しながら、後述 a~e を例とする展示を作成する（場所は、展示候補）。a~e の展示・装置以外にも体験型展示として導入した方が良いものがある場合は、その提案も求める。

a. トリックアート 横三面スクリーン：別添図(12)、絵画コーナー：別添図(16) 等

移住の歴史や移住者の苦労を理解出来るような題材を取り上げ、来館者がアートの一部に加わる事が出来るトリックアートを作成する。来館者が写真を撮影することで移住者の気持ちになりきり、移住先地の生活を体感出来る展示を目指す。

b. 大木の切り株の原寸大の絵の床面への貼り付け 再現展示スペース：別添図(7)

この展示では、大木を伐採しながら農地や移住地を開墾していった移住者の苦労を体感出来るようなものを目指す。具体的には、大木のレプリカを展示しているアリアンサ移住地前の床面に、原寸大の大木の切り株の絵を貼り付け、自分の体の大きさと比較しながら伐採の大変さを想像出来るようにする。体感した驚き等を写真として記録出来るよう、効果的な撮影場所となる提案も求める。

また、「2人で○日かけて木を伐採した」というような、苦労を理解出来るキャプションを追加する。受注者には展示手法の提案等を求める。床面に貼り付ける絵には、剥がれ難い加工を施し、展示を長く維持できるようにする。

c. 効果的な撮影場所の設置

ア) 野菜山車：別添図(3)

野菜山車は、資料館の数少ない写真撮影が可能な場所であるが、効果的な撮影場所としては機能していないため、現在の展示品を活用し、通称「インスタ映え」する撮影場所にする。詳細については、後述「(3)内容の追加・更新 5) 野菜山車」参照。

イ) 再現展示スペース：別添図(7)

再現展示スペースは、当時を再現した造形物の展示を通して、当時の様子をより具体的にイメージ出来る場所である。現在の展示の良さを更に生かすために、鑑賞用となっている現在の展示（ハワイへの官約移民、書生、アリアンサ移住地）を、全て「触れる展示」及び「効果的な撮影場所」に変更する。展示スペースの背景は、奥行等が感じられるものになるよう、資料館内で流している動画や新たな写真等へ変更し、通称「インスタ映え」する撮影場所にする。写真を撮る際、簡単な仮装が出来るように、展示内容に合った小道具も作成する。展示で使用する写真や小道具等については、原則として資料館で保存・保管している資料を活用しても良い。

ウ) 萬屋：別添図(14)

萬屋は、資料館の数少ない写真撮影が可能な場所であるが、効果的な撮影場所としては機能していないため、通称「インスタ映え」する撮影場所になるようにする。現存の展示品を活用し、若い世代が思わず写真に撮りたくなるような展示を目指す。撮影場所として活用するため、展示品を固定したりカバー等をかけたりし、展示品が破損・汚損しないようにする。

エ) 「移住者の家庭」の展示スペース「ハレの日の食事」：別添図(15)

現在展示している、移住先の「ハレの日の食事（レプリカ）」や、実際のコンロや食器棚の展示スペースを撮影可能な場所へ変更する。来館者が、国外の日系人の生活を想像・体感出来るように、資料館で保存・保管している冷蔵庫等の展示品を追加したり、背景を明るい色彩のものに変更したりする等の工夫を施す。また、食事をしている写真や、調理をしている写真が撮影出来るように、現在の展示位置から展示品を動かす等の工夫も求める。

d. 大木切りゲーム 横三面スクリーン：別添図(12) 等

新たに大木切りゲームを設置する。ゲームをしながら、移住先地での移住者の苦労及び達成感を体験/体感出来るものを目指す。大木の伐採にはのこぎりではなく斧を使用していた等、史実に留意すること。

e. 異文化理解の体験/体感型展示 ニッケイ・ライフ・ヒストリー：別添図(18)

現在のニッケイ・ライフ・ヒストリーのスペースに、新たに異文化理解の体験/体感/参加型展示を設置する。非日系人（日本人を含む）の来館者は、多様性を感じられるような異文化体験が出来、日系人の来館者はアイデンティティの確認が出来るような展示を目指す。他の展示から独立した閉鎖的な展示スペースになるように、壁や屋根等を設置する。

現在のニッケイ・ライフ・ヒストリーの展示内容については、後述「(3)内容の追加・更新 18) ニッケイ・ライフ・ヒストリー」参照。

6) その他

新たにキャプションや図等を追加する際、バナー形式のパネル等のコストが抑えられるものの導入を検討する。その際、見た目が著しく損なわれる事がないように注意する。

(3) 内容の追加・更新

1) 入り口：別添図(1)

現在、資料館の位置が建物2階入口から見て分かりにくいという指摘が多い。そのため、資料館入口に館名サインを設置する等し、建物に入った来館者が迷わずに資料館を見つけられる工夫を施す。

2) 入口の挨拶文：別添図(2)

挨拶文は、現在の展示箇所から移動し、挨拶文が来館者の目に留まりやすいようにする(例：入口のガラス扉外側ロッカー対面のレンガ壁上部等)指示。挨拶文は、内容を一部変更し、展示の対象とする地域(対象範囲)や資料館のなりたち(前身組織からの経緯)に対する考え方を記載する。挨拶文の内容は発注者が作成し、受注者には展示場所及び手法等について提案を求める。

3) 導線等

常設展示室の床面に、展示テーマ毎の色付け及び色分けを行い、各展示エリアの特徴を際立たせ、展示内容の違いを自然と理解出来るようにする指示。展示テーマについては、現在の展示テーマを踏襲する。また、矢印等の記号を追加し、来館者が望ましい順路で展示を見ることが出来るようにする。他にも、展示内容に関するSDGsのマークを設置する。

4) 縦三面映像(野菜山車左横)：別添図(2)

現在のディスプレイを野菜山車前に設置する。ディスプレイは、スタンドアロン型へ変更する指示。1画面には現行の映像を再構成して表示し、他の画面は別の用途での活用を検討する。他方、野菜山車と共通するテーマを扱う、後述「(3)内容の追加・更新 19) 日本の中のニッケイ・世界の中のニッケイ b. 世界の中のニッケイ ③日本人移民の歩みと在日日系人の歩みの対比」との調和・融合を図る。詳細は、後述「(3)内容の追加・更新 19) 日本の中のニッケイ・世界の中のニッケイ b. 世界の中のニッケイ ③日本人移民の歩みと在日日系人の歩みの対比」参照。

5) 野菜山車：別添図(3)

野菜山車は、移住先への貢献や多文化共生へのメッセージを発信する資料館の象徴的展示だが、野菜山車の資料館における位置付けや記載されている説明文では、来館者に展示の意図や背景(展示品は縮小版で実際はより大きいこと等)が伝わりにくい状態にある。

野菜山車の位置は変更せず、現存の展示を活かしながら、来館者に野菜山車の展示意図や背景が伝わる解説方法等の提案を求める。

野菜山車は、資料館の中で限られた写真撮影可能な展示品のため、野菜山車周辺の背景を奥行の感じられるものへ変更する等し、通称「インスタ映え」する撮影場所になる

ようにする。背景に写真を使用する際、資料館で保存・保管している写真の使用は原則として可能である。

6) 野菜山車から県別移住者マップへ移動する際の通路：別添図(4)

現在の通路は、白地の壁で囲まれたシンプルなデザインになっている。ここを、現在から過去へ移動した印象を与える仕様へ変更する。

7) 県別移住者マップ：別添図(5)

現在の県別移住者マップに、来館者が抱く疑問に答えられる工夫を加味したい。具体的には、「広島県の移住者が多い理由は？」等である。そこで、タブレット又は小型ディスプレイを新たに設置し、資料館で既実施の送り出し県に関する企画展のアーカイブ資料等を表示する。新たに設置するタブレット又は小型ディスプレイは複数設置し、多くの来館者が一度に展示を楽しむ事が出来るようにする。下記図表1を追加する事も想定している。

また、移住者数の多い順番に都道府県名を並べたリストを作成し指示（例：47都道府県を入れたリストを作成し上位5位までを目立たせるような仕様にする等）、現在の展示に追加する。「なぜ〇〇県からの移住者が多いのか」等のよくある質問に答える事を目的とした、インタビュー映像の展示も行う指示。インタビューは、発注者がJICA在外事務所を通じて中南米移住先国の県人会等に依頼する。撮影したインタビュー映像の編集及び展示手法の提案は受注者に求める。

更に、日本国内の移住関連の類似施設等の位置が分かるような印をつけ指示、移住者数が多い県には移住関連の類似施設等がある事を視覚的に理解出来るように改める。

他にも、現存の日本語表記のみの展示を改め、日本語話者以外の来館者も視覚的に展示内容が理解出来るものにする。別途触る事を目的とした県別移住者マップのミニチュア版を設置し、触れる展示への応用（凹凸を触れられるようにする等）も検討する。

(図表1)

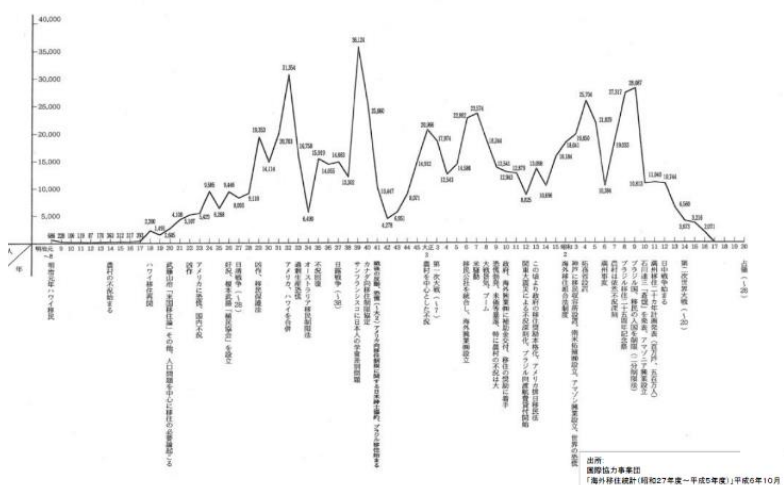
JICAの移住者・日系人支援連携事業 「海外移住推移年譜」

<https://www.jica.go.jp/regions/america/ku57pq0000207h3n-att/transition.pdf>

(出所：国際協力事業団 「海外移住統計(昭和27年度～平成5年度)」平成6年10月)

1. 「移住者統計」

図表(1) 戦前の海外移住推移年譜



8) 世界移住マップ：別添図(6)

現在使用している機器は、2002年の開館以来18年強継続して使用しており、操作が難しい事もあり多くの来館者がコンテンツ自体を鑑賞出来ない状態にある。現在使用している機器は撤去し、同位置に新しい機器を設置する指示。撤去した機器は、廃棄する指示。

新たに追加するコンテンツは、現在のコンテンツとをともに「人類の移動、殖民と移民、戦後移住、技術移住から送り出し国への子孫の還流、出身国の多様化、未来の移住へ」といった移住に関する一連の流れを説明するものにし、移住に関する一連の流れがより理解出来るアニメーションを作成する指示。

アニメーションは、児童生徒を含む多くの人々が理解出来るものにし、アニメーションの時間も飽きずに見る事が出来るものにする。移住の歴史の具体的なコンテンツ内容は、受注者から提案されたものを発注者が学術的側面から確認する、といった作業を繰り返す中で完成を目指す。映像を投影する機器についても、コンテンツ内容に適したものの提案を求める。また、アニメーションを座りながら鑑賞する事が出来るように、ベンチ又はソファを新たに設置する。

9) 通路中央のL字型テーブル：別添図(8)

現在のL字型テーブルには資料が展示されているが、詳しいキャプションも付いておらず、来館者の興味を引く展示になっていない。L字型テーブルを撤去し、新たな証言映像スペースとする。L字型テーブルの位置に机とソファ又は椅子を新たに設置し、証言映像スペース：別添図(9)で展示されているタブレットを移動して（現在は新型コロナウイルス感染防止対策として一時撤去中）、来館者がくつろぎながら証言映像を鑑賞できるようにする。L字型テーブルに展示している資料については、展示物の説明キャプションを追加し、適切な展示スペースへ移動するか、証言映像のタブレットと一緒に机上に展示するものとする。追加するキャプションの原稿は発注者が準備するため、受注者には展示手法等の提案を求める。

10) 海外移住の歴史コーナーの充実化

現在の海外移住の歴史コーナーの内容の充実化を図る。現在の展示内容を維持しながら、スタンドアロン型ディスプレイやタブレットを新たに設置する等し、来館者の興味を引く仕様にする。また、映像・キャプション等を適宜取り入れ、来館者が理解しやすいような工夫を施す。追加する映像やキャプションの原稿等は発注者が準備し、受注者には展示手法の提案等を求める。

海外移住の歴史コーナーの充実化では、以下の内容を追加する指示。

● 第Ⅱ期 海外出稼ぎのはじまり：別添図(8)等

現在の展示にハワイ官約移民（大槻幸之助）資料等を追加する。

● 第Ⅲ期 定住移民のはじまり：別添図(8)等

現在の展示の中で、来館者等から更に詳しい説明が欲しいとされているもの（写真花嫁、渡航準備に関する資料等）に関する資料や説明を追加する。

● 第Ⅳ期 海外移住の中断 証言映像スペース：別添図(9)

現在の展示の中で、来館者等から更に詳しい説明が欲しいとされている以下の事柄に関する資料や説明を追加する。

- ① 現在展示している第二次世界大戦（以下、「大戦」という。）中の各移住先地における強制収容に関する資料の理解を助けるための再構成
- ② 大戦中に結成されたアメリカ日系人部隊 442 部隊
- ③ 戦時中の現地の生活に関するもの

● 第Ⅴ期 戦後移住のはじまり 証言映像スペース：別添図(9)

現在の展示の中で、来館者等から更に詳しい説明が欲しいとされている以下の事柄に関する資料や説明を追加する。

例：大戦後にブラジル国内で起きた勝ち・負け組抗争、LARA 物資、日系人の支援を受けての琉球大学設立、戦争花嫁、年表への史実の追記 等

1 1) 横三面スクリーン：別添図(12)

現行のプロジェクターをレーザー式プロジェクターに置換える、または全く新たな展示システムに変更する。

1 2) 「移住者のなりわい」の展示スペース：別添図(14)

この展示スペースでは、「触れる展示」を新たに導入する。実際の触覚を活用した展示はコロナ後の展示を想定しており、視聴覚障害者や子どもも楽しむ事が出来る展示を目指す。また、撮影可能な展示箇所については、通称「インスタ映え」する場所としての活用を目指す。来館者が、楽しみながら移住先地の人々の生活の一部に触れられるような展示になるようにする。

① コーヒーの展示

現在のコーヒーの展示については、一部誤りがあるため（麻袋に収穫直後のコーヒー豆を入れている点）、そこを改める指示。また、木になっているコーヒー豆（レプリカ）を触る事が出来る展示を導入し、来館者がより具体的に移民の生業を体感出来るようにする。コーヒーの収穫作業をしていた移住者が被っていた帽子を被って写真が撮る事が出来る様な、新たな撮影場所としても活用する。コーヒーの加工から製品になるまでの過程が分かる展示も導入する。

② 綿花の展示

現在触る事が出来ないようにしている点を、コーヒーの展示同様、木になっている綿花（レプリカ）を触る事が出来る展示にする。

③ コショウの展示

木になっているコショウ（レプリカ）を触る事が出来る展示にする。そして、アグロフォレストリー及び JICA 事業の紹介を新たに追加する指示。詳細については、後述「15) 移住者の各移住先で果たした役割の紹介（JICA 及びその前身機関の事業を含む）c. アグロフォレストリー」を参照。

④ 野菜の展示

現在、触れる展示にしていないが多くの来館者が野菜を触ってしまう事で、展示品の接着箇所が剥がれる事態が頻発している。破損が起きるたびに簡易な修復を行い続けた結果、接着剤が目立つようになり見栄えの悪い展示となっている。簡易修復を繰り返した展示品を開館直後の綺麗な状態へ修復し、新たに触る用の野菜展示品を数点現在の野菜展示の前に設置し、修復した展示品の更なる汚損を避ける指示。

⑤ 萬屋

上述「(2) 各種展示手法改善 5) 体験/体感/参加型の展示・装置 c. 効果的な撮影場所の設置 ウ) 萬屋」参照。

⑥ なりわい万華鏡

現在の展示を、以下のとおりに変更する。

ア) 現在展示している写真を地域別・国別に分類し展示する。

イ) 現在展示している写真の大きさを大小織り交ぜて作り直し、来館者の目を引

くような配置に並び替える。

また、各写真と JICA 及びその前身機関の事業に関連づけて事業の説明を追加する指示。各写真と JICA 事業との関連付けは発注者が提示する。詳細は、後述「15) 移住者の各移住先で果たした役割の紹介 (JICA 及びその前身機関の事業を含む) d. アルゼンチンの花卉栽培」参照。

1 3) 「移住者の家庭」の展示スペース：別添図(15)

上述「(2) 各種展示手法改善 5) 体験/体感/参加型の展示・装置 c. 効果的な撮影場所の設置 エ) 「移住者の家庭」の展示スペース」参照。

1 4) 「移住者のきずな」の展示スペース：別添図(19)

現在の展示に、世界の日系団体の分布図・マップ及び移住先地の日本人会組織図(例：ペルー日系人協会 (APJ)) の紹介等を追加し指示、来館者が日系社会について具体的なイメージを抱く事が出来る展示を目指す。

また、より日系社会の様子が来館者に伝わるようにするため、スポーツに関する展示を充実させる。現在、資料館入口右側に展示されているバンクーバー朝日 (=バンクーバーの日系カナダ人を中心とした少年野球チーム) のユニフォームを「移住者のきずな」のスポーツに関する展示スペースへ移動し指示、バンクーバー朝日に関するキャプションをより大きく分かりやすくしたものを追加する。展示すべき情報は発注者が準備するため、受注者には展示手法等の提案を求める。

1 5) 移住者の各移住先で果たした役割の紹介 (JICA 及びその前身機関の事業を含む)

現在の展示に、パネルや小型ディスプレイ等を用いて移住者の移住先で果たした役割やそれらに関する JICA 及びその前身機関の事業の紹介をコラム的に追加する。その際、追加する展示については移住先国を可能な限り満遍なく取り上げる事に留意する指示。以下に提示する追加する展示の原稿・映像や取り上げる地域のバランスの調整等は発注者が行うため、受注者には展示手法等の提案を求める。

a. 豆腐 100 万丁支援プロジェクトの説明の追加

現在の豆腐 100 万丁支援プロジェクトに関する説明を更新し、内容に合う展示スペース(例：「イグアス移住地模型の展示スペース：別添図(13)」「日本の中のニッケイ・世界の中のニッケイ：別添図(19)」等)へ移動する指示。

b. 戦後の海外移住推移年譜等の追加 イグアス移住地模型の展示スペース：別添図(13)

現在、イグアス移住地模型展示に関する説明が足りないため、来館者が展示品に込められた意図を理解出来ない状態にある。現在の模型展示に下記の「中南米移住地地図」等を追加し、来館者が理解を深められるような展示にする指示。

(中南米移住地地図) JICA の移住者・日系人支援連携事業 「中南米の移住地地図」
https://www.jica.go.jp/regions/america/ku57pq0000207h3n-att/immigrant_map.pdf

(出所：移住地概要 平成 10 年 3 月国際協力事業団 移住 JR98-4 移住地概要 II 平成 11 年 2 月国際協力事業団)



c. アグロフォレストリー 「移住者のなりわい」の展示スペース：別添図(14)

現在のこしょう栽培展示箇所に、アグロフォレストリーの説明及び JICA 事業の紹介を追加する。JICA 事業については、JICA が移住者支援として行ったジュース工場や農業分野における協力等について紹介する。JICA-Net ライブラリの動画を活用する等、来館者が興味を持てるような展示にする指示。

d. アルゼンチンの花卉栽培（農業試験場） 「移住者のなりわい」の展示スペース：別添図(14)

移住先地で移住者がどのような仕事を生業としていたか写真で紹介している「なりわい万華鏡」の展示スペースの、アルゼンチンの花卉栽培の写真に JICA 事業の農業試験場の説明を追加する。花卉栽培の代表的な花（レプリカ）も展示し、展示する花（レプリカ）を季節ごとに変え、来館者が展示内容の変化を楽しむ事が出来るものにする。その他、「なりわい万華鏡」の写真の中で、移住者の果たした役割や JICA 及びその前身機関の事業に関する追加説明が出来るものについても、キャプションを追加する指示。追加文は発注者にて作成する。

e. 日系病院 「移住者のきずな」の展示スペース：別添図(17)

現在の日系病院に関する展示に、JICA 支援による移住先地での病院の設立や日系社会研修、第三国専門家、巡回診療、コロナ禍における支援等の説明を追加する指示。説明文は発注者にて作成する。

f. ボランティア派遣事業 「移住者のきずな」の展示スペース：別添図(17)

現在の高齢者福祉に関する展示に、JICA ボランティア派遣事業の説明を追加する指示。

g. その他 「移住者のきずな」の展示スペース：別添図(17)

海外移住事業団（JICA 前身機関）職員の証言映像等の紹介、女性移住者が果たした役割、フジタ・ニノミヤチェア（日本開発研究プログラム）、邦字新聞・書籍・辞書等の紹介等も検討する。

16) 絵画コーナー：別添図(16)

現在展示されている絵画（3点）は取り外し、「日本の中のニッケイ・世界の中のニッケイ：別添図(17)」の「世界の中のニッケイ」の展示スペースへ移動する。また、絵画については、資料館で保存・保管しているものを定期的に入れ替える。

絵画コーナー：別添図(16)は、他の展示スペースへの活用を検討する（「(2)各種展示手法改善 5) 体験/体感/参加型の展示・装置」等）。他にも、移住の歴史に興味のない若者が資料館に来館する動機づけになるような体験/体感/参加型展示がある場合は、この展示スペースを使用する事を想定して提案する。

17) 各移住先地に関する展示の追加

現在の資料館の展示内容は、日本人の海外移住の大きな流れを紹介するものになっている。今日、祖先の移住の歴史についてよく知らない日系の若い世代が増えている中で、資料館は彼ら自身のルーツとアイデンティティを確認する重要な場にもなっている。そこで、移住先地（主に国単位）に関する主だった出来事の紹介を、コラム的に追加する指示。

現在の展示品に、パネルや小型ディスプレイ等を設置し、各移住先地に関する情報を追加する。追加する情報等については、発注者が資料館の学術委員に学術的側面に関する助言を受けながら決定するため、受注者には展示手法等の提案を求める。

説明の追加候補展示スペース：

なりわい万華鏡：別添図(14)、移住者のきずな：別添図(17)他、展示スペース全体

18) ニッケイ・ライフ・ヒストリー：別添図(18)

現在、複数の市井の日系人の写真を展示している。その中の、ハワイの日系人の大家族の写真は伝えるメッセージが大きいものの、他の小型の写真は十分に来館者の関心を引きつけられておらず、効果的なメッセージ性のある展示になっていない。また、日系人の来館者には人気の展示ではあるが、それ以外の来館者にとっては魅力的な展示スペースとは言えない状態にある。

現在展示している写真は、現在の展示スペースの4分の1程度のスペースに縮小し、キャプションを大きくしたり、写真の大きさの大小を変更したりする等し、来館者の目を引く工夫を施す。また、展示から外した写真については、アルバムにまとめる等し、来館者が自由に閲覧できるようなものへ変更する。この目的は、様々な日系人の生活から、移住者の悲喜交々を感じ取り共感することとする。また、日系人の来館者にとっては、祖先や同郷の写真を発見し、懐かしむことができることを目的とする。

上述の写真展示に使用しない残りのニッケイ・ライフ・ヒストリーのスペースは、上述「(2)各種展示手法改善 5) 体験/体感/参加型の展示・装置 e. 異文化理解の体験/体感型展示」として使用する。ニッケイ・ライフ・ヒストリーで展示している写真の一部を、「(2)各種展示手法改善 5) 体験/体感/参加型の展示・装置 e. 異文化理解の体験/体感型展示」で活用する事も検討したい。

19) 日本の中のニッケイ・世界の中のニッケイ：別添図(19)

現在の展示スペースを拡張し（現在のニッケイ・ライフ・ヒストリーと後述「20) メッセージボード：別添図(20)」の展示スペースを活用）、日本の中のニッケイと世界の中のニッケイにスペースを分けて展示する。

本展示の目的は、日本や世界で活躍している日系人を紹介することで、様々な社会での日系人の貢献を認識できるようにする。

この目的を明確に意識した上で、展示内容をより精緻化していく。展示する写真やキャプションについては、スタンドアロン型ディスプレイの設置もしくはQRコード等の技術の導入により、デジタルコンテンツとして提示することも検討する。これらの展示内容は社会の変化に伴い刻々と変化するものであり、情報の更新が必要になるため、デジタルコンテンツの更新作業を容易に行う事が出来る仕様にする。また、展示の最後に国内と国外の資料館ネットワークの紹介（地図やパネル等を使用）を行う指示。展示すべき情報は発注者が準備するため、受注者には展示手法等の提案を求める。

a. 日本の中のニッケイ

以下の内容を新たに追加する。

① 日本国内で活躍している日系人

移住先地のバランスを考えながら、各移住先国1名は取り上げる方向で、日系人の日本への還流に関係のある人物を取り上げる。その際、苦勞から成功の軌跡等をインタビューし、映像やキャプション等で展示する。当該人物の人選及び取材内諾取り付けは発注者が行い、撮影を含む映像作成は受注者が行う。展示内容はデジタルコンテンツにし、順次追加する事が出来るようにする。

② 日本国内の日系人集住地

日本国内のブラジル人学校の数や分布図、現在の集住地の様子を、映像等により展示し、日系人集住地の位置と数が分かるようなものにする。対象とする集住地の選定は発注者が行い、データ収集や映像撮影等は受注者が行う。受注者には、展示手法の提案も求める。

集住地の例：神奈川県愛川町、群馬県大泉町 等。

③ 日系人の若者のインタビュー映像

現在、メッセージボード：別添図(20)に展示している日系人の若者のインタビュー映像を移動させる。詳細については後述「20)メッセージボード：別添図(18)」を参照。

④ 現在の日本の自治体と日系社会の関係

現在の日本の自治体と日系社会の関係を、各都道府県で実施している日系社会関連事業等を取り上げて紹介する。事業紹介の原稿等は発注者が準備するため、受注者には展示手法の提案を求める。

例：周年行事等への要人訪問、県費留学生、県人会世界大会、寄贈・寄付 等

b. 世界の中のニッケイ

以下の内容を新たに追加する。

① 日本国外の日系社会

各移住先地における有名人や、市井の人々を特集し、現在の日本国外の日系社会の様子が伝わるような展示にする。また、全移住先地（主に国単位）を取り上げる方向で、内容の選択を行う。当該人物の人選及び取材内諾取り付けは発注者が行い、オンラインを活用した撮影を含む映像作成は受注者が行う。

② 移住先地の日本人移民に関する資料館一覧の地図

日本国外の日本人移民に関する資料館がどこにどれだけあるか分かる地図を提示し、世界の中に日系社会がどのくらい存在しているのか来館者が理解出来る展示にする。展示すべき情報は発注者が準備するため、受注者には展示手法等の提案を求める。

③ 日本人移民の歩みと在日日系人の歩みの対比

かつて海外に移住した日本人移民が移住先にて辿った歩みと、1990年代以降に主に中南米から来日した日系人が日本にて辿った歩みについて、相互の類似性を対比させながら、2つのディスプレイにて同時に展示する。移住先地への貢献や多文化共生といった共通するテーマを扱う事から、上述「(3)内容の追加・更新 4) 縦三面映像（野菜山車左横）、5) 野菜山車」との関連付けや調和も検討する。

20) メッセージボード：別添図(20)

現在のメッセージボードの機能は、資料館外2階ギャラリーへ移動するため、メッセージボードコーナーは廃止する。小型ディスプレイで流している、日系人の若者のインタビュー映像は、「日本の中のニッケイ、世界の中のニッケイ：別添図(19)」へ移動する。インタビュー映像は新たに撮影し、作り直す指示。日系人の若者のインタビュー映像は、定期的に更新する事を想定しているため、映像の差し替えが容易に行えるような仕様にする指示。当該人物の人選及び取材内諾取り付けは発注者が行い、撮影を含む映像作成は受注者が行う。展示内容はデジタルコンテンツにし、順次追加する事が出来るようにする。

21) デジタル移住スペース：別添図(21)

現在のデジタル移住スペースのシステムに、「名前と生年月日を入れると、自身の移民した親戚や先祖のルーツを探事が出来るもの（ブラジル日本移民史料館やアルゼンチン移民博物館にあるシステムを想定）」の追加導入を検討している。当コンテンツについては、別途発注者にて対応する予定のため、今回の契約には含めない。

(4) リニューアル内容の監修

監修者名は開館当時の名前（故・梅棹忠夫氏他）を保持するが、本事業の学術的内容は、発注者が適宜有識者・実務者と相談及び確認を行う。ただし、軽微な内容の場合は、発注者の指示に基づき、受注者がこれを行う可能性もある。

5. 業務実施スケジュール・履行期間

- 履行期間（予定）：2021年3月下旬から2022年3月末（約12ヵ月、複数年度契約）
- 設計：2021年3月から同年9月まで（設計の承認手続き含む）
- 施工（展示品等の製作、調達、工事、据付）：2021年9月から2022年2月
- 休館予定：2021年12月～2022年3月
- 現場調整、機器操作・維持説明等：2022年2月から同年3月上旬

6. 業務上の留意事項

- 受注者は、デザイン設計を行う上で、海外移住資料館の基本理念や現在の展示ストーリー、現展示品の展示形態等を参照し、発注者と調整を図ること。
- 受注者は、設計図書（案）の記載事項及び設計図書（案）についての疑義は、その都度発注者と協議し、結果を打合簿として作成し、両者で確認すること。
- 監修は、故・梅棹忠夫氏とし、具体的な展示内容の学術的側面については、発注者が適宜適宜海外移住資料館 学術委員等の有識者に相談するものとする。ただし、軽微な内容の場合は、発注者の指示に基づき、受注者がこれを行う可能性もある。
- 受注者は、本業務中に知りあえた事項については守秘義務を負う。
- 受注者は、本業務の実施にあたり、総括責任者を配置し、実務にあたること。
- 受注者は、受注後速やかに本業務の実施計画書、工程計画、実施体制表を作成し、発注者の承認を得ること。
- 履行期間中は、受注者と発注者の間で進捗状況等に関して定期的な打ち合わせを行い、受注者は打合簿を作成し、発注者へ提出すること。
- 発注者が別途指定するものを除き、著作権、肖像権、パブリシティ権等、展示品制作に要する一切の権利の処理（各種関係者・関係団体への申請、契約手続き等も含む）も本件業務に含み、またかかる費用に関しても製作費に含める。
- 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む）は検査合格をもって受注者から発注者に譲渡されるものとする。受注者は発注者により成果品の利用及び改変に関して著作者人格権を行使しないものとする。
- 本業務に使用するために発注者が提供したデータ、写真等及び成果品については、発注者の了承なく複製、加工及び他の印刷物等に転載しないこと。
- 受注者は、設計業務完了時及び本業務完了時に、下記7. に記載の提出物を発注者に提出し、発注者による確認検査を受け、承認を得る必要がある。
- 現存している展示物の破損・汚損がないよう、工事計画を立てる。受注者の責に起因する施設内或いは敷地内での破損或いは不具合が認められた場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の責任において復元等の措置をとること。
- 作業中に必要な電気及び水道は無償提供する。
- 工事車両及び搬入車両の駐車スペースは協議の上、決定する。
- 産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業者名、受け入れ先処分施設等を正確に把握し、マニフェストをもって発注者に報告すること。

7. 業務提出物等

(1) 契約締結直後

- ① 実施計画書 2部
- ② 工程計画 2部
- ③ 実施体制表 2部
- ④ 業務責任者届 1部

(2) 展示計画書（設計中盤） 2部

- ① 展示の基本方針
- ② 展示更新項目リスト
- ③ ゾーニング図
- ④ 展示概要図（対象業務のみ）
- ⑤ 展示構成リスト
- ⑥ 付帯工事概略図
- ⑦ 概算予算
- ⑧ 業務スケジュール

(3) 展示設計図（設計業務完了時） 2部

- ① 平立面図、断面図、詳細図
- ② 什器図
- ③ 模型・造形図
- ④ 展示物一覧表
- ⑤ 電気設備図（動力・弱電設備・電灯設備・コンセント設備・照明器具）
- ⑥ サイングラフィック図
- ⑦ AV 機器システム図、機器図
- ⑧ コンテンツフロー、シノプシス
- ⑨ 付帯工事関連図
- ⑩ 展示工事費（見積書、カタログ、原価計算書（自社制作物の場合）、レイアウト設計費及び各種工事費の内訳書 等）

※ 図面及び一覧表は CD-R 保存（2 枚）の PDF データでも提出すること。

(4) 竣工図（業務完了時） 2部

- ① 完成図書
 - a. 平立面図、断面図、詳細図
 - b. 什器図
 - c. 模型・造形図
 - d. 展示物一覧表
 - e. 電気設備図（動力・弱電設備・電灯設備・コンセント設備・照明器具）
 - f. サイングラフィック図
 - g. AV 機器システム図、機器図
 - h. コンテンツフロー、シノプシス
 - i. 付帯工事関連図
 - j. 工事写真、完成写真
 - k. その他（取り扱い説明書、産業廃棄物マニフェスト写し等）

※ 図面及び一覧表は CD-R 保存（2 枚）の PDF データでも提出すること。

以上

第3 プロポーザル作成実施要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 設計図書（案）」ならびに本項別紙「評価表」に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式については、以下のサイトを参考としてください。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

- (1) 応募者の経験・能力等
 - ア. 類似業務の経験
 - ①類似業務の経験（一覧リスト）……………（参考：様式1（その1））
 - ②類似業務の経験（個別）……………（参考：様式1（その2））
 - イ. 資格・認証等……………（任意様式）
- (2) 業務の実施方針等……………（任意様式）
 - ア. 業務実施の基本方針（留意点）・方法
 - イ. 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）
 - ウ. 業務実施スケジュール
- (3) 総括責任者の経験・能力等
 - ア. 総括責任者の推薦理由……………（任意様式）
 - イ. 総括責任者の経験・能力等……………（参考：様式2（その1, 2））
 - ウ. 特記すべき類似業務の経験……………（参考：様式2（その3））

2. プロポーザル作成に係る要件・留意事項

本業務に係るプロポーザル作成に際して、留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

- (1) 応募者の経験・能力等
 - 自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
 - ア. 類似業務の経験
 - 類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模等において、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。
 - 類似業務の実績を「様式1（その1）」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象としてください。また、「様式1（その1）」に記載した類似業務経験のうち、本件業務に特に類似し、本件業務を適切に実施する上で活用できる経験を最大5件選定し、「様式1（その2）」に記載してください。この際、「本件業務との類似性・関連性」についても記述願います。
 - 類似業務としては以下を想定していますが、個別の実績について、類似業務に当たるか否かは、競争参加者の判断で提示していただいても結構です。
 - 博物館や美術館、学習施設等の展示施設のリニューアル業務にかかる設計・施工（展示設備製作・設置を含む）業務。

特に、国や地方自治体等の公的機関の展示施設にかかる実績を高く評価します。

また、設計業務を再委託せず、自社で設計を行った経験・実績を高く評価します。

イ. 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定またはプラチナくるみん認定）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）
- マネジメントに関する資格（ISO9001等）
- 個人情報保護に関する資格（プライバシーマーク等）
- 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS等）
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2) 業務の実施方針等

設計図書（案）に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法等について記述して下さい。

ア. 業務実施の基本方針（留意点）・方法（2～5ページ程度）

設計図書（案）について内容を把握のうえ、そのような方針・方法で業務に臨むのか、当該業務の目的等を理解したうえでどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討し、業務ごとに提案願います。

各種提案に当たっては、本説明書に示した業務内容を基本とし、提案者の特徴を活かした提案内容として下さい。

提案内容の規模が、本事業の上限額を上回らないよう留意して下さい。

イ. 業務実施体制、要員計画（2～3ページ程度）

設計図書（案）に記載の業務全体をどのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織としてまたは組織の外部におけるバックアップ体制を含む。）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。実施（管理）体制の方針、考え方についても、併せて記載願います。社内の一級建築士の数や建築士がどのような体制で本件業務に関与するかについても記述願います。

なお、要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業務従事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。

ウ. 業務実施スケジュール（1～2ページ程度）

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 総括責任者の経験・能力等

業務を総括する方の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。

ア. 総括責任者の推薦理由

応募者が、業務総括者を推薦する理由を、400字以内で記載下さい。

イ. 総括責任者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載下さい。

- 「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。記載しきれない場合には、別紙に記載することも可とします。
- 「外国語」は、本件では評価対象としないため空欄で構いません。
- 「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
- 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
- 「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
- 「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
- 「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにして下さい。
- 「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
- 職歴、業務等従事経験が、「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、「様式2（その2）」に記入して下さい。

ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、各業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

3. その他

プロポーザルの体裁は、原則、正を紙製フラットファイル綴じ、写をひも綴じとします。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表
評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 競争参加者の経験・能力等		50
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ● 概ね過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	45
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証 	5
2. 業務の実施方針等		35
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ● その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか ● 提案が本設計図書（案）の内容に比して過大となっていないか。 	15
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。 ● 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。 	15
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 	5
3. 総括責任者の経験・能力		15
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ● 概ね過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	10

(2) 総括責任者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近5年の総括経験にプライオリティをおき評価する。 	3
(3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験等があるか。 ● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。 	2
合計		100

第4 見積書作について

1. 想定する予算額について

本件業務の発注について、当センターでは、以下の予算額を想定しています。見積額を設定する際に参考にしてください。なお、見積額は、契約交渉相手先を選定する際には考慮しません。

予定予算総額（消費税込み）

180,000,000円（税込）

2. 見積金額内訳の作成について

経費の見積書及びその内訳の作成に当たっては、「第2 設計図書（案）」に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおりです。

（1）可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。

見積書の様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。なお、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。

<想定される経費の費目構成>

ア. 業務報酬

（ア）レイアウト設計費

（イ）設計管理費

（ウ）マニュアル作成等アフターケア業務費

イ. 施工費

（ア）仮設工事費

（イ）解体撤去処分費

（ウ）内装造作工事費

（エ）什器工事費

（オ）電気設備工事費

（カ）設備工事費

（キ）資機材費

（ク）食器具購入費

（ケ）看板工事費

（2）消費税を計上してください。

（3）契約交渉順位一位となった応募者については、上記（1）で作成いただいた見積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、最終的な契約金額を決定します。契約交渉の際には、経費の妥当性を確認するため、見積書の各金額の根拠資料を提出いただく場合があります。

（4）契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いただきます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

以上

第5 契約書（案）

公益社団法人 土木学会が2014年12月8日に制定し、2017年10月10日、及び2020年11月10日に改正した「公共土木設計施工標準請負契約約款」を使用する。ただし、以下に示す通りの条文選択及び数字の確定を行うものとする。

なお、当該契約約款において、本件発注業務に適さない条項がある場合、契約交渉の過程で、必要な修正を協議する。

公共土木設計施工請負契約書 （案）

1. 工事名： 海外移住資料館 常設展示一部リニューアル工事 設計・施工業務
2. 公示場所： JICA 横浜センター
3. 工期： 自 2021年 ●月 ○日
至 2022年 ◎月 ▲日
4. 請負代金額：
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額： 円)
5. 契約保証金：

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添契約約款の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

2021年◎月○日

発注者

神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 熊谷 晃子

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする設計及び施工の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この約款における用語の定義は、この約款に特別の定めがある場合を除き、次の各号のとおりとする。
- 一 「設計図書」とは、別冊の図面、仕様書、数量総括表、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び設計成果物をいう。
 - 二 「設計図書（設計成果物を除く。）」とは、別冊の図面、仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
 - 三 「設計」とは、工事目的物の設計、仮設の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
 - 四 「施工」とは、工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
 - 五 「工事」とは、設計及び施工をいう。
 - 六 「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
 - 七 「設計成果物」とは、受注者が設計した工事目的物の施工及び仮設の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
 - 八 「工期」とは、契約書に明示した設計及び施工に要する始期日から終期日までの期間をいう。
- 3 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 設計方法、仮設、施工方法、その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「設計・施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書（設計成果物を除く。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書（設計成果物を除く。）における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の実施する工事及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な実施に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書(設計成果物を除く。)に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、第13条の2第2項に規定する設計成果物の承諾を得たときは、設計成果物等に基づいた内訳書及び施工の工程表を作成し設計成果物に係る発注者の承諾後14日以内に発注者に提出しなければならない。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

4 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

5 発注者及び受注者は、設計成果物に基づく変更契約の内容に応じた内訳書の提出後、速やかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

6 設計成果物に基づく変更契約の内容に応じた単価合意書は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

7 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、14日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 第1項から第5項まで、第7項及び第8項の内訳書に係る規定は、請負代金額が1億円未満又は工期が6箇月未満の工事で、受注者が、単価包括合意方式を選択し、かつ、工事費構成書の提示を求めない場合は、適用しない。

(契約の保証)

第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

~~〔注〕(A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、○の部分には、たとえば、1と記入する。~~

~~第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り)を付さなければならない。~~

~~2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の○以上としなければならない。~~

~~3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。~~

~~4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の○に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。~~

~~〔注〕(B)は、役務的保証を必要とする場合に使用することとし、○の部分には、たとえば、3と記入する。~~

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

~~〔注〕 ただし書の適用については、たとえば、受注者が第32条第2項の検査に合格した後、請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。~~

2 受注者は、設計成果物(未完成の設計成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のため確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

~~4 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。~~

~~5 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。~~

~~[注] 第4項を使用しない場合は、同項及び第5項を削除する。~~

(著作権の譲渡等)

第5条の2 受注者は、設計成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る設計成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条まで規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、設計成果物（設計を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(施工の一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、施工の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の施工を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

~~[注] 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用を受けない発注者が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の3に規定する工事以外の工事を発注する場合においては、「ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」とのただし書を追記することができる。~~

(設計の一括再委託等の禁止)

第6条の2 (A) 受注者は、設計の全部を一括して、又は発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した設計の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の設計の主たる部分のほか、発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した設計の部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

[注] (A) は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合に使用する。

~~(設計の再委託)~~

~~第6条の2 (B) 受注者は、入札時に予定していた委託部分以外の設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。~~

~~[注] (B) は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。~~

(施工の下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、施工の下請負人の商号又は名称、その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 (A) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人一次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人一次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から○日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理

由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

[注] ○の部分には、たとえば、30と記入する。

3 (a) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の○に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の○に相当する額

3 (b) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の○に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

[注] 「10分の○」の○の部分には、たとえば、1と記入する。「100分の○」の○の部分には、たとえば、5と記入する。

(A) は、すべての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。違約罰を課す場合は、(a) 又は (b) を選択して使用し、課さない場合は、第3項を削除する。

第7条の2 (B) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代

金の額の10分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、1と記入する。

(B)は、下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。

違約罰を課さない場合は、第3項を削除する。

(設計の再委託又は下請負人の通知)

第7条の3 発注者は、受注者に対して、設計の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(設計受託者との委託契約等)

第7条の4 受注者は、特段の理由がある場合を除き、設計図書(設計成果物を除く。)に定める設計を実施する下請負人(以下「設計受託者」という。)が受注者に提出した見積書(見積書の記載事項に変更が生じた場合には、設計図書(設計成果物を除く。)に定める方法により変更された見積書をいう。以下「設計見積書」という。)に記載の見積額以上の金額を委託費として、設計受託者と契約を締結しなければならない。

2 受注者は、設計受託者と契約を締結したときは、当該契約に係る契約書の写しを、速やかに発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、設計受託者との契約内容に変更が生じたときは、設計図書(設計成果物を除く。)に定める方法に従い、当該変更に係る契約に関し設計受託者が提出した設計見積書の写し及び契約書の写しを、当該変更に係る契約の締結後速やかに、発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、設計受託者への委託費の支払いが完了した後速やかに、設計図書(設計成果物を除く。)に定める方法に従い、設計受託者に対する支払いに関する報告書を、発注者に提出しなければならない。

5 発注者は、前3項の規定により設計見積書の写し、契約書の写し又は支払いに関する報告書を受領した後、必要があると認めるときは、受注者に対し、別に期限を定めて、その内容に関する説明を書面で提出させることができる。この場合において、受注者は、当該書面を発注者が定める期限までに提出しなければならない。

6 受注者は、設計受託者の倒産等やむを得ない場合を除き、設計受託者の変更をしてはならない。なお、やむを得ず設計受託者を変更する際には、発注者の承諾を得なくてはならない。

7 前項により受注者が新たに設計受託者と契約を締結した場合には、第2項中「当該契約に係る契約書の写し」を「当該契約に係る設計見積書及び契約書の写し」と読み替えて、この条の規定を適用する。

[注] 本条は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、設計・施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計・施工方法等を指定した場合

において、設計図書（設計成果物を除く。）に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 この約款及び設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容に関する受注者の確認の申出、質問に対する承諾又は回答

三 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

四 設計の進捗の確認、設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容と履行内容との照会その他この契約の履行状況の監督

五 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

~~〔注〕—(B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。~~

~~〔 〕の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。~~

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者)

第10条の2 受注者は、設計の進捗の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(設計主任技術者)

第10条の3 ~~(A)~~ 受注者は、設計の技術上の管理及び統轄を行う設計主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

~~〔注〕—(A)は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合に使用する。~~

第10条の3 ~~(B)~~ 受注者は、設計の技術上の管理及び統轄を行う設計主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

~~2 設計主任技術者は設計受託者に所属する者としなければならない。~~

~~〔注〕—(B)は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。~~

(照査技術者)

第10条の4 ~~(A)~~ 受注者は、設計図書(設計成果物を除く。)に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

~~〔注〕—(A)は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合に使用する。~~

第10条の4 ~~(B)~~ 受注者は、設計図書(設計成果物を除く。)に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

~~2 照査技術者は設計受託者に所属する者としなければならない。~~

~~〔注〕—(B)は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。~~

(技術者等の兼務)

第10条の5(A) 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

2 管理技術者及び設計主任技術者は、これを兼ねることができる。

3 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼ねることができる。

[注] (A)は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合に使用する。

第10条の5(B) 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

2 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

[注] (B)は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条(A) 発注者は、現場代理人がその職務(管理技術者、設計主任技術者、照査技術者、監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

[注] (A)は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合に使用する。

(B) 発注者は、現場代理人がその職務(管理技術者、監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

[注] (B)は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。

2(A) 発注者は、管理技術者、設計主任技術者若しくは照査技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)又は受注者の使用人、第6条の2第3項の規定により受注者から設計を委任され、若しくは請け負った者が設計又は設計の管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

[注] (A)は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合に使用する。

2(B) 発注者は、管理技術者(現場代理人を兼任する者を除く。)、設計主任技術者、照査技術者若しくは設計受託者又は受注者の使用人、設計受託者の使用人、第6条の2の規定により受注者から設計を委任され、若しくは請け負った者が設計又は設計の管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

[注] (B)は、受注者が設計を委託する予定として入札に参加した場合に使用する。

3 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が施工するために使用している下請負人、労働者等で施工又は施工の管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注

者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)

第13条の2 受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完了したときは、その設計成果物を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。
- 4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ免ぜられているものではない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する設計に必要な物品等及び工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する設計に必要な物品等及び建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書（設計成果物を除く。）において定められた施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が施工上必要とする日（設計図書（設計成果物を除く。）に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、設計成果物の内容が、設計図書（設計成果物を除く。）の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。また、当該不適合が施工済みの部分に影響している場合には、その施工部分に関する必要な改造を行わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 受注者は、施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 3 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するほか、監督員は、施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書（設計成果物を除く。）に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書（設計成果物を除く。）の表示が明確でないこと。
 - 四 設計上の制約等設計図書（設計成果物を除く。）に示された自然的又は人為的な設計条件が実際と相違すること。
 - 五 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書（設計成果物を除く。）に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 六 設計図書（設計成果物を除く。）で明示されていない設計条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 設計図書（設計成果物を除く。）の訂正は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。
 - 二 第 1 項第 4 号から第 6 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

三 第1項第4号から第6号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められるときは、発注者は、施工の中止内容を直ちに受注者に通知して、施工の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が施工の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、設計の続行に備え設計の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の

責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

~~[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

~~[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、設計条件若しくは施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

~~[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

~~[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

~~〔注〕○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

~~〔注〕○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

~~〔注〕○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書(設計成果物を除く。)で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの

調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書の記載事項に基づき算定し、単価合意書の記載事項に基づき算定することが不適当な場合には、発注者が算定する。
 - 一 設計成果物又は工事目的物に関する損害
損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

~~〔注〕○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

~~〔注〕○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。~~

(検査及び引渡し)

第 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が設計成果物及び工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第 35 条 (A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代

金額の10分の3（設計に係る前払金は10分の2）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

○の部分には、たとえば、4（括弧書きの部分には、たとえば、3）と記入する。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち設計に係る部分を除いた10分の○以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、2と記入する。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の○、設計に係る部分は10分の4）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

[注] ○の部分には、たとえば、4（括弧書きの部分には、たとえば、6及び3）と記入する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の○、設計に係る部分は10分の3）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] ○の部分には、たとえば、5（括弧書きの部分には、たとえば、6及び4）と記入する。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、30未満の数字を記入する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

第35条(B) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3（設計に係る前払金は10分の2）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、4（括弧書きの部分には、たとえば、3）と記入する。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3（設計に係る部分は10分の2）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

~~[注] ○の部分には、たとえば、4（括弧書きの部分には、たとえば、3）と記入する。~~

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4（設計に係る部分は10分の3）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

~~[注] ○の部分には、たとえば、5（括弧書きの部分には、たとえば、4）と記入する。~~

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

~~[注] ○の部分には、30未満の数字を記入する。~~

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

~~[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。~~

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

~~[注] ○の部分には、第35条（A）を使用する場合は5と、第35条（B）を使用する場合は3と記入する。~~

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

~~[注] 第3項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。~~

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、外注費（設計に係る部分に限る。）、機械器具の賃借料（施工に係る部分に限る。）、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費（施工に係る部分に限る。）、仮設費（施工に係る部分に限る。）、労働者災害補償保険料（施工に係る部分に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、設計を完了した部分又は施工の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕(第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

~~〔注〕 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、[] の部分を削除する。~~

~~「10 分の〇」の〇の部分には、たとえば、9 と記入する。「〇回」の〇の部分には、工期及び請負代金額を勘案して妥当と認められる数字を記入する。~~

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る設計を完了した部分、施工の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

~~〔注〕 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、[] の部分を削除する。~~

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、単価合意書の記載事項により定め、単価合意書の記載事項により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項前段の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

~~〔注〕 「〇目」の〇の部分には、14 未満の数字を記入する。「〇/10」の〇の部分には、第 1 項の「10 分の〇」の〇の部分と同じ数字を記入する。~~

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第 39 条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物及び工事目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書の記載事項により定め、単価合意書の記載事項により算定することが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 2 項の検査の結果の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

[注] ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるように留意して数字を記入する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 40 条 ~~削除~~債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 _____ 円
 年度 _____ 円
 年度 _____ 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 _____ 円
 年度 _____ 円
 年度 _____ 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] の特則)

第 41 条 ~~削除~~債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金 [及び中間前払金] の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金 [及び中間前払金] を支払わない旨が設計図書（設計成果物を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項 [及び第 3 項] の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金 [及び中間前払金] の支払いを請求することができない。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金 [及び中間前払金] を含めて支払う旨が設計図書（設計成果物を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会

計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（一円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

〔注〕〔 〕の部分は、第35条（B）を使用する場合には削除する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条 **削除**債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金〔及び中間前払金〕の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

〔注〕〔 〕の部分は、第35条（B）を使用する場合には削除する。

（a）
$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \frac{\text{〇}}{10} - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

〔注〕（a）は、中間前払金を選択した場合に使用する。

〇の部分には、第38条第1項の「10分の〇」の〇の部分と同じ数字を記入する。

（b）
$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \frac{\text{〇}}{10} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

〔注〕〇の部分には、第38条第1項の「10分の〇」の〇の部分と同じ数字を記入する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされ

ているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 45 条 (A) 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

第 45 条 (B) 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

[注] (A) は第 4 条において (A) を使用する場合、(B) は第 4 条において (B) を使用する場合に使用する。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 設計成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 46 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 ~~削除~~ 第 5 条第 5 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

~~[注] 第一号は第 5 条第 4 項を使用しない場合は削除する。~~

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

四 第 10 条第 1 項第 2 号、第 10 条の 2 及び 3 に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第 45 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 ~~削除~~ 第 5 条第 5 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。

~~[注] 第二号は第 5 条第 4 項を使用しない場合は削除する。~~

三 設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者が設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴

力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約（設計の委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約（設計の委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金〔又は中間前払金〕、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 29 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

~~[注] [] の部分は、第 35 条(B)を使用する場合には削除する。~~

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第 51 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 52 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 19 条の規定により設計図書（設計成果物を除く。）を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 第 20 条の規定による工事の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が〇月を超えるときは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 53 条 第 51 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 54 条 施工着手前に、契約が解除された場合には、第 1 条第 3 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 39 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計の完成前に解除された場合において、設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費（以下「既履行部分設計費」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、施工の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 第4項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、当該前払金〔及び中間前払金〕の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔及び中間前払金〕の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額〔及び中間前払金の額〕になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
〔注〕〔 〕の部分は、第35条（B）を使用する場合には削除する。
○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延金防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
- 7 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第4項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 9 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する設計の出来形部分（第39条第1項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 10 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付け

について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 11 第7項前段及び第8項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第7項後段、第8項後段及び第9項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 12 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 13 この契約が解除された場合において、設計に関して第35条（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、受注者は、第47条、第48条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕（第39条第1項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額〔及び中間前払金の額〕を控除した額）に当該前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第51条又は第52条の規定による解除にあつては、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕を発注者に返還しなければならない。

〔注〕〔 〕の部分は、第35条（B）を使用する場合には削除する。

○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延金防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

- 14 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、発注者は、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕（第39条第1項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額〔及び中間前払金の額〕を控除した額）を第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金〔及び中間前払金〕になお余剰があるときは、受注者は、第47条、第48条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第51条又は第52条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

〔注〕〔 〕の部分は、第35条（B）を使用する場合には削除する。

○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延金防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。

- 三 第 47 条又は第 48 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 47 条又は第 48 条の規定により工事の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- ~~[注] ○の部分には、たとえば、1 と記入する。~~
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 (A) 第 1 項第一号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- ~~[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延金防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率を記入する。~~
- 5 (B) 第 1 項第一号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- ~~[注] (B) は、発注者が工事の遅延による著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合に使用する。~~
- ~~○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延金防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率を記入する。~~
- 6 第 2 項の場合（第 48 条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- ~~[注] 第 6 項は、第 4 条 (A) を使用する場合に使用する。~~

(受注者の損害賠償請求等)

第 56 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契

約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

~~[注]—○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延金防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。~~

（契約不適合責任期間等）

- 第57条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

~~[注]—本文の○の部分には、原則として2を記入する。~~

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

~~[注]—○の部分には、原則として—を記入する。—以外とする場合においては、前項の期間との関係、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。~~

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、

当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容、支給材料の性質、貸与品の性状又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその設計図書（設計成果物を除く。）の記載、材料、貸与品又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 58 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第 59 条 (A) — この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による [] 建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

— [注] — [] の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名を記入する。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、管理技術者、設計主任技術者、照査技術者、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を実施するために使用している下請負人、[設計受託者、] 労働者等の工事の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 4 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 6 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 4 項若しくは第 6 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停を請求することができない。

— [注] — [] の部分は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合には、削除する。

- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第 1 項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

~~5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第1項の調停人のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあつせん又は調停によりその解決を図る。~~

~~[注] 第4項及び第5項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。~~

第59条(B) この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

~~[注] (B) は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。~~

~~[] の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。~~

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、管理技術者、設計主任技術者、照査技術者、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を実施するために使用している下請負人、~~[設計受託者、]~~労働者等の工事の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第4項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第6項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

~~[注] [] の部分は、受注者が設計を自ら行う予定として入札に参加した場合には、削除する。~~

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の~~[調停人又は]~~審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

~~[注] [] の部分は、第59条(B)を使用する場合には削除する。~~

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第62条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別添

様式集

■ プロポーザル作成に関する様式

1. プロポーザル及び見積書提出頭紙
2. プロポーザル表紙
3. プロポーザル参考様式（別の様式でも提出可）

以上の参考様式のデータは、以下のサイトよりダウンロードできます。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン、様式」

→「様式 プロポーザル方式（国内向け物品・役務等）」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：行政法人国際協力機構 横浜センター 契約担当役 所長 熊谷 晃子
- ・業務名称：
「海外移住資料館常設展示一部リニューアル工事設計・施工業務」
- ・公示日：2021年1月6日